

土木工事特記仕様書（令和2年8月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達，平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官，令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達，平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和 2 年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(建設副産物)【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

（工場の選定）【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

（第三者機関による品質証明）

第3条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（デジタル工事写真の小黑板情報電子化）

第5条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

- 第6条** 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

（鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

- 第7条** 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第8条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所所在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。
- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（仮設トイレの洋式化）

- 第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。 |
|---|

（情報共有システム活用工事）

第10条 受注者は、土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

（本工事の特記仕様事項）

第11条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 2 豊ノ本川排水機場改修工事（2） 特記仕様書

第1章

1 機械設備工事に関する概要は、以下のとおりである。

- （1）本工事は、豊ノ本川排水機場における自家発電機（機械設備増設負荷に耐える容量）を常用として増設し、既設発電機についても補機設備は商用負荷から発電機負荷への切替を行うため、長時間運転が可能な燃料供給を行えるように改造する。

2 適用する図書および基準

- （1） 日本工業規格（JIS）
- （2） 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- （3） 消防法
- （4） （一社）日本内燃力発電設備協会認証品

3 機械設備工事施工範囲

本工事の施工範囲は、以下に示す設備の更新に係る撤去、搬出、処分、機器製作、輸送、搬入、据付、配線管理、試運転調整までの一切とする。

1) 機械設備工事

- （1） 自家発電装置（増設）
- （2） 既設自家発電装置（改造）

2 機器製作仕様

1) 自家発電装置（増設）

発電機

- （1） 形式 パッケージ形非常用発電装置，屋外仕様，長時間形
- （2） 定格出力 100kVA
- （3） 周波数 60Hz
- （4） 出力電圧 220V
- （5） 回転数 1800min⁻¹
- （6） 力率 80%
- （7） 励磁方式 ブラシレス方式

原動機

- (8) 形式 4サイクル水冷立形ディーゼル機関
- (9) 定格出力 91.2kW (124PS)
- (10) 始動方式 セルモータ始動
- (11) 冷却方式 ラジエータ方式
- (12) 使用燃料 A重油

付属品

- (13) 発電機搭載制御盤，排気消音器（消音性能 75dB(A)以下），
機関始動用搭載蓄電池（自動充電器含，MS E型）
- (14) 台数 1台

2) 既設自家発電装置（改造）

- (1) 現在，搭載式燃料タンク 45 Lにより発電装置へ燃料を供給するシステムとなっており，無補給で約3.4時間の短時間運転となっている。

搭載式燃料タンクから燃料供給システムを取りやめ，既設タンクより燃料を供給するシステム（既設発電装置へ給油口及び返油口を追設する）へ変更し，長時間運転ができるように改造する。

第2章 電気設備

1 電気設備工事に関する概要は、以下のとおりである。

1 受変電盤機能増設

1 式

受変電盤に電源切替装置を設け、発電装置（本工事増設分）と既設発電装置の運転号機選択機能を設ける。

2 中央操作卓機能増設

1 式

中央監視操作卓にて、発電装置の運転・停止操作及び、発電装置切替選択操作機能を追加する。

発電装置の状態等は操作卓タッチパネルにて確認できる機能を追加する。

3 補機設備動力電源変更

現状、補機設備は、商用負荷、バックアップ(停電時等)として発電装置負荷となっている。

上記、商用負荷を発電装置負荷に変更を行い、補機設備動力電源は発電装置より供給できるものとする。

※空気圧縮機・燃料移送ポンプ等は商用負荷、バックアップ(停電時等)とする。

4 電気設備工事

1 式

2 適用する図書および基準

(1) 内線規定（付録 四国電力株式会社監修）	日本電気協会
(2) J I Sハンドブック 電気設備工事編	日本規格協会
(3) 公共建築工事 標準仕様書（電気設備工事編）	日本規格協会
(4) 公共建築設備 工事標準図（電気設備工事編）	日本規格協会
(5) 公共建築改修工事 標準仕様書（電気設備工事編）	日本規格協会
(6) 公共建築工事 標準仕様書（機械設備工事編）	日本規格協会
(7) 公共建築設備 工事標準図（機械設備工事編）	日本規格協会
(8) 高圧受変電設備規定	日本規格協会
(9) 電気設備工事監理指針	公共建築協会
(10) 機械設備工事監理指針	公共建築協会
(11) 電気設備標準機器仕様書	農林水産省農村振興局
(12) 建築電気設備工事一般仕様書・同標準図	日本下水道事業団

(13) その他関連法規，規定など

3 電気設備工事施工範囲

本工事の施工範囲は，電気設備の設計，製作，輸送，据付，試運転調整および操作説明までの一切とする。

総合試運転を実施し所定の性能を発揮することを確認後，引渡しとする。

4 本工事に使用する主要材料は下記によること。

(1) 電線及びケーブル類

特に指定なき限り下記を使用のこと。

- ・電力ケーブル

架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル(CV) 2 mm²以上

- ・操作回路

制御用ビニール絶縁ビニールシースケーブル(CVV) 2 mm²以上

- ・接地回路〔 ビニール絶縁電線(IV)1.6 mm²以上

- ・計測回路

制御用ビニール絶縁ビニールシースケーブル，シールド付(CVVS) 2 mm²以上

(2) 電線管

- ・屋内露出配管 厚鋼電線管 22φ以上

- ・屋外露出配管 厚鋼電線管 22φ以上

(3) 本工事の配線，配管工事は下記により施工のこと。

- ・電線管を地中埋設するとき，地中部分は波付合成樹脂管とすること。

- ・電線管を露出して設置するときは，見苦しくない場所に壁面に沿わせて体裁よくそろえサドル又はパイプハンガー等により堅固に取り付けること。

- ・プルボックス及びダクトは，保守の容易な開閉構造とした点検口を設けること。

- ・電線管等の内部で，ケーブルの接続をしてはならない。ケーブルの接続，分岐は必ず分電盤，プルボックス，ジョイントボックス等にて行うこと。

- ・電線の末端処理は芯線を傷つけないようにし，電線に適合した圧着端子と圧着工具により十分に圧着のこと。この時電線の行き先を明示する丸札を取り付けること。

- ・配線完了後電線相互間，電線と大地間の絶縁を500Vメガにより測定し，短

絡，接地のないよう確認のこと。

5 機器仕様

1) 受変電盤機能増設

名称銘板			1 式
配線用遮断器	3P	225AF	1 台
配線用遮断器	3P	30AF	1 台
電源切替器	3P	200A	1 台
電圧計切替器			1 台
電流計切替器			1 台
電圧計			1 台
電流計			1 台
零相変流器			1 台
漏電リレー			1 台
補助継電器			1 式
限時継電器			1 式
端子台			1 式
その他必要なもの			1 式

2) 中央操作卓機能増設

名称銘板	1 式
照光式押釦スイッチ（発電装置運転・停止用）	1 式
照光式押釦スイッチ（発電装置切替選択用）	1 式
状態表示灯（発電装置運転・停止確認用）	1 式
状態表示灯（電源切替器状態確認用）	1 式
補助継電器	1 式
限時継電器	1 式
端子台	1 式
その他必要なもの	1 式

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工 事 名						
2 受注者名						
3 現場代理人	印					
4 提出年月日	令和 年 月 日					
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)	
☐ 和式トイレ	×	(+)	×		=	0
☐ 洋式トイレ	×	(+)	×		=	0
☐ 快適トイレ	×	(+)	×		=	0
	〔規 格〕 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm					
	〔付加機能〕					
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
■ レンタル会社						
<和式トイレの場合>						
■ 洋式化できなかった理由						
6 備 考						
<発注者(監督員)が記入>						
7 監督員						

※ 監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。